

『古事記』における角鹿の性格

—— 応神天皇の誕生 ——

一、はじめに

仲哀記は系譜部に続いて仲哀天皇の崩御が記される。以後物語は新羅親征、忍熊王の反乱と続いていくが、その中心を担うのは神功皇后と品陀和氣命（のちの応神天皇）である。神野志隆光氏はこのような仲哀記の展開を「応神物語」と呼び、応神記と合わせて品陀和氣命のもとに成り立つ古代帝國的構造と「天の下の政」の完成を指摘した。阪下圭八氏、倉塚暉子氏らによって進められた仲哀記の作品的理解は、神野志氏の指摘によってさらに精緻な段階へ引きあげられたと言つてよいであろう。しかし、仲哀・応神両記を合わせて主題を捉える方法は、仲哀記固有の問題を見逃すことになりはしないか。具体的に言えば、本稿では神野志氏が指摘する仲哀記の「即位前記」としての読みを改めて考えてみたいのである。このような視点で読みを問うのは、天皇としての品陀和氣命には異質とも言うべき二つの側面が見出せると考えるからであり、帝國的構造のうえに立つ君主像とは異なった側面が仲哀記の考察を通じて浮かび上がると考えるからに他ならない。そしてその側面こそ、天皇

としての品陀和氣命を支える面であると考えられる。以下本稿では仲哀記全体を「應神天皇の誕生」と見る吉井巖氏の説(3)に示唆を得つつ、角鹿行幸譚に焦点をあてて、品陀和氣命を天皇へと飛躍させる表現の指摘を試みたい。

井上隼人

二、「太子」の意義

本稿において考察対象とする本文を次に挙げる。

1. 故、建内宿禰命、其の太子を率て、襖せむと為て、淡海と若狭との国を経歴し時に、高志前の角鹿に仮宮を造りて、坐せき。爾くして、其地に坐す伊奢沙和氣大神之命、夜の夢に見えて云ひしく、「吾が名を以て、御子の御名に易へむと欲ふ」といひき。爾くして、言禱きて白ししく、「恐し。命の隨に易へ奉らむ」とまをしき。亦、其の神の詔ひしく、「明日の旦に、浜に幸すべし。名を易ふる幣を献らむ」とのりたまひき。故、其の旦に浜に幸行しし時に、鼻を毀てる入鹿魚、既に一浦に依りき。是に、御子、神に白さしめて云ひしく、「我に御食の魚を給へり」といひき。故、亦、其の

御名を称へて御食津大神と号けき。故、今に氣比大神と謂ふ。亦、其の入鹿魚の鼻の血、臭し。故、其の浦を号けて血浦と謂ひき。今は都奴賀と謂ふ。(仲哀記)

1では建内宿禰に連れられた品陀和氣命が角鹿へと赴き、氣比大神と名易えをしたこと、そして御食の魚の献上を受けたことが記される。本稿で右の箇所を中心に扱うのは、品陀和氣命が「太子」という呼称で登場するからである。以下「古事記」の「太子」に触れつつ、1を中心に扱う理由を述べてみたい。仲哀記を品陀和氣命の登場する箇所に注目しながら読み進めた場合、品陀和氣命の呼称にはいくつか種類があることが指摘できる。それらを仲哀記の構成とともにまとめて示すと次の通りである。

- (1) 后妃と御子(系譜部) … 「太子」一例
- (2) 仲哀天皇の崩御と神託 … 「御子」二例、「男子」一例
- (3) 神功皇后の新羅親征 … 「天皇」一例
- (4) 鎮懐石と釣魚 … 「御子」二例
- (5) 忍熊王の反乱 … 「御子」二例、「太子」一例
- (6) 角鹿行幸 … 「御子」二例、「太子」一例
- (7) 酒楽の歌 … 「御子」一例

右に挙げた例のうち、(2)の「男子」はこれから生まれてくる品陀和氣命の性別を示した表現であり、厳密に言えば呼称から除いてもよい例であろう。また(3)の「天皇」は新羅国主が絶えることなく「天皇」に仕えることを誓った言葉のなかに用いられており、品陀和氣命だけを対象にしているとは考えにくい。

「男子」「天皇」はともに呼称の例から除いてよいと考える。

このように一例ずつの用例を除いてみると、仲哀記で品陀和氣命を指す呼称は実質的に「御子」と「太子」の二種類であることが分かる。これらのうち、特に「太子」という呼称は物語内容に応じた使い分けが為されていると考えられる。なぜなら「古事記」の「太子」は早く宣長が指摘したように、皇位を継ぐ皇子に偏って用いられるという特徴が見出せるからである。「古事記」における「太子」の用例を次に挙げる。

2. 爾くして、天照大御神・高木神の命以て、太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命に詔ひしく、「今、葦原中国を平け詠りぬと白す。故、言依し賜ひし隨に、降り坐して知らせ」とのりたまひき。(天孫降臨)
3. 凡そ、此の大帯日子天皇の御子等、録せる廿一の王、入れ記さぬ五十九の王、并せて八十の王の中に、若帯日子命と倭建命と、亦、五百木之入日子命と、此の三の王は、太子の名を負ひき。(景行記)
4. 天皇、日向国の諸国君が女、名は髪長比売、其の顔容麗美しと聞き看して、使はむとして喚し上げし時に、其の太子大雀命、其の嬪子の難波津に泊てたるを見て、其の姿容の端正しきに成でて、即ち建内宿禰大臣に詔へて告ししく、…(応神記)
5. 此の天皇の御世に、大后石之日売命の御名代と為て、葛城部を定め、亦、太子伊弉本和氣命の御名代と為て、壬生部を定め、亦、水齒別命の御名代と為て、瓊部を定め、…(仁徳記)

6. 又、木梨之輕太子の御名代と為て、輕部を定め、大后の御名代と為て、刑部を定め、大后の弟、田井中比売の御名代と為て、河部を定めき。(允恭記)
 7. 故、白髮太子の御名代と為て、白髮部を定め、又、長谷部の舎人を定め、又、河瀬の舎人を定めき。(雄略記)
 8. 小長谷若雀命、長谷の列木宮に坐して、天の下を治むること、捌歳ぞ。此の天皇、太子無し。故、御子代と為て、小長谷部を定めき。御陵は、片岡の石坏岡に在り。天皇既に崩りますに、日統を知らずべき王無し。(武烈記)
 9. 又、息長真手王の女、比呂比売命を娶りて、生みし御子は、忍坂日子人太子、亦の名は、麻呂古主。(敏達記)
- 2から9を見た場合、注目されるのは用例の半数(34%)にのちの天皇となる皇子が含まれている点である。さらに「太子」がないと記す8で「日統を知らずべき王無し」という事態が起きていることを考え合わせるなら、「太子」は明らかに皇位継承を意識した呼称であると解釈できる。ただし6の輕太子のように、「太子」と呼ばれることが必ずしも即位を保証するわけではない点は留意する必要がある。 「太子」はあくまで皇位継承権を持つ皇子に与えられる特別な呼称であると捉えたい。 そのように捉えれば、右の用例に倭建命や五百木之入日子命、そして忍坂日子人太子など即位することのない皇子が含まれていることも無理なく理解できるであろう。
- 右のように『古事記』の「太子」の意義を押さえたうえで、さらに仲哀記の例について考えてみる。仲哀記において「太子」

が用いられた箇所は次の通りである。

10. 此の太子の御名を大軻和氣命と負せし所以は、初め、生める時に、軻の如き完、御腕に生りき。故、其の御名を著けき。是を以て知りぬ、腹に坐して国を平げつることを。(仲哀記)
 11. 是に、息長帶日売命、倭に還り上る時に、人の心を疑ひしに因りて、一つ喪船を具へて、御子を其の喪船に載せて、先づ、「御子既に崩りましぬ」と言ひ漏さしめき。(中略)其の弟忍熊王、其の態に畏まらずして、軍を興して待ち向へし時に、喪船を起けて、空しき船を攻めむとしき。爾くして、其の喪船より軍を下して、相戦ひき。此の時に、忍熊王、難波の吉師部が祖、伊佐比宿禰を以て、將軍と為、太子の御方は、丸邇臣が祖、難波根子建振熊命を以て、將軍と為き。(仲哀記)
 12. 故、建内宿禰命、其の太子を率て、諷せむと為て、淡海と若狭との国を経歴し時に、高志 前の角鹿に飯宮を造りて、坐せき。(一再掲)
- 先の検討を踏まえて10から12を見た場合、注目されるのは11に見える例である。前半部における品陀和氣命の呼称は「御子」であるものの、忍熊王と対峙する後半部では「太子」と記されており、呼称に変化が認められる。このような変化が見られる理由は、11が皇位をめぐる異母兄弟間の争いとしての様相を帯びているためであろう。「太子」という呼称には、品陀和氣命を正当な皇位継承者に位置づけようとする使い分けが見て取れる。

また10は、品陀和氣命が軻のような肉塊をつけて生まれてきたことから胎中にいながら新羅國を平定したことが分かったと記す箇所である。先に触れた神野志氏の論では品陀和氣命のもので朝鮮を含む天皇の世界が成り立つことが説かれているが、10はまさにそのことを記した箇所であると読み取れる。のちに担う天皇としての役割に触れている点で、10の「太子」という呼称は品陀和氣命の皇位継承者としての立場を示すと理解してよいであろう（後述）。

以上のように1011の「太子」は、いずれも皇位継承と関わる箇所用いられていることが読み取れる。とすれば、品陀和氣命を「太子」と記す1にも皇位継承との関わりを想定することができるであろう。さらに仲哀記の例で注目したいのは、1011には息長帯日売命が関わるのに対して、1のみ息長帯日売命が登場しない点である。以上の点を踏まえたうえで想起されるのは、次の阪下圭八氏の指摘である。

まず話の眼目をとりだすなら、これは仲哀記の実質的主人公たる太子・オホトモワケの成人を記念し、同時に氣比大神の縁起を語った物語といえよう。（中略）それまで母后や建内宿禰にもつばらかしずかれるばかりであった太子が、はじめて自らの意志を言葉にし、「御食津大神」との命名者として立ちあらわれていることが急所といえる。最早太子は一人前になり、すでに天子たる資格を身にそなえたというわけだ。

阪下氏の見方に従えば、1は品陀和氣命が母の庇護を離れ、皇位継承者として独り立ちする過程と意義づけることができ

る。仲哀記を即位前記として考察するうえで、1は最も重要な箇所であると考えられる。以下節を改めて、具体的な考察を行ってみたい。

三、分析の視点

前節では「太子」という呼称に注目し、1を品陀和氣命が皇位継承者として独り立ちする過程と理解できることを述べた。ただし研究史を振り返った場合、このような方向での考察は1に通過儀礼としての意味合いを見出す形でいくつかの先行研究がある。管見によるかぎり、それらのなかで最も早いものは肥後和男氏の論である。肥後氏は1に触れた際に名易えに注目し、後世の元服にも見られる習俗であると指摘した。ただし肥後氏自身が述べるように、名易えをもとに解釈を広げるには難点が伴うことを留意する必要がある。それというのも1の場合、名易えの結果を示す記述が確認できないからである。そのため1の名易えは『古事記伝』以来解釈が錯綜しており、品陀和氣命だけが名前を替えたとする説、氣比大神だけが名前を替えたとする説、相互交換の意で両者が名前を取り替えたとする説が提示されており、名前のやり取りの方向だけでも解釈が一定しない。さらにそれぞれの立場から品陀和氣命が神威を身につけたとする説や氣比大神の服属と取る説が示されており、近年では名易えは相互交換で品陀和氣命は大軻和氣命の名を取り替えたと捉える説が提示されている。分量の多くない1において、名易えが重要な要素であることは間違いない。しかし記述のうえからの証明が困難である以上、名易えをもとに論を進めるこ

とは難しいと言わざるを得ない。本稿では『日本書紀』との比較を通じて、1の独自要素に注目して論を進めたい。『日本書紀』対応部分を次に挙げる。

13. 十三年の春二月の丁巳つひのちの朔しんげつにして甲子かみしに、武内宿禰むねのすくねに命のみことせて、太子ひろきのみこに従したがひて角鹿つがの筭飯大神すのひのほのみかみを拜まつみまつらしむ。
(神功紀十三年二月)

14. 一ひとに云いはく、初め天皇ひろきのみこ、太子ひろきのみこと為なりて、越国ひろきのみこに行いきて、角鹿つがの筭飯大神すのひのほのみかみを拜祭まつまつみまつりたまふ。時に、大神かみと太子みこと名なを相易あひかひへたまふ。故ゆゑ、大神かみを号なづけて去来いざ紗さ別わか神のかみと曰いひ、太子みこの名なは皆田ひたのけのみこ別わか尊のみかみとまをすといふ。然しからば大神かみの本名ほんなは皆田ひたのけのみこ別わか神のかみ、太子みこの元名もとなは去来いざ紗さ別わか尊のみかみと謂いすべし。然しかれども見ゆること無く、未だ詳つひらかならず。
(応神即位前紀)

『日本書紀』には品陀和氣命の角鹿行幸を記した部分が二箇所見られる。これら二つの記述を検討するうえで注目したいのは、『日本書紀』では品陀和氣命の立太子が別記されており(神功紀三年正月)、皇位継承との関わりが想定しにくい点である。角鹿行幸に皇位継承との関わりを想定することは、『古事記』において成り立つ読みであると考えられる。とすれば、本稿で1を論じる際に問うべき問題は、品陀和氣命の天皇への飛躍がなぜ角鹿で果たされるのかという点であろう。さらに13 14を1と比べた場合に相違点として挙げられるのが、13 14には禊しづのこと、また御食の魚献上うまのたまのことが記されていない点である。前節で述べた見通しが妥当なら、これら二つの記述は品陀和氣命を天皇へと飛躍させる『古事記』独自の表現性を帯びている

はずである。以下本節では角鹿に対する研究史を振り返り、検討の方向を定めてみたい。

研究史を辿ってみると、角鹿という土地はこれまで大きく二つの方向から論じられていることが指摘できる。一つ目は品陀和氣命の血縁に角鹿行幸の必然性を求める説であり、角鹿と息長氏との関わりを説く黒沢幸三氏(18)や伊東肇氏(19)、尾崎知光氏(20)の論、またやや方向は異なるものの、継体天皇との関わりを重視する吉井巖氏(21)の論が挙げられる。この立場には気比大神を品陀和氣命の祖先神と捉え、角鹿を祖先神の地と意義づける塚口義信氏(22)、前川治氏(23)、金祥圭氏(24)の説を含めてよいであろう。

一方、角鹿の担う意義を海外との関わりから論じたのが前川明久氏(25)、倉塚睡子氏(26)、青山千紘氏(27)の説である。特に倉塚氏は「新時代の初代王志神は大陸に対する表玄関筑紫でミアレし、裏玄関角鹿で第二の誕生をとげた」とよむことよつてのみ、首尾は一貫すると述べ、大陸との関わりを軸に仲哀記の物語を読み解いている。また近年、保坂達雄氏が角鹿を「神功皇后と朝鮮半島との関わり」の必然を象徴する聖地(28)であると述べ、両説を総合する立場から意義づけを行っている。

このように見てくると、角鹿という土地は息長氏との関わりを重視するか、海外との関わりを重視するかという二つの方向のなかで解釈が積み重ねられてきたことが分かる。しかし1を皇位継承に関わる物語と見る本稿の立場からすれば、角鹿が担う性格はいまひとつ異なった方向から検討が加えられるべきだと考える。本稿に近い観点からの考察には、角鹿行幸を品陀和氣命が「死から生にいたる段階」(29)即位式と捉え、角鹿を「ヤ

マト朝廷にとって王を生み出すところ、新しい王の出現する場」と意義づける田村克己氏の論がある。田村氏の指摘をより具体的にするため、本稿では次の記述を重視したい。

15. 爾くして、驚き懼ぢて、^{（坐す）}殯宮に坐せて、更に国の大ぬさを取りて、種々に生剝・逆剝・あ離・溝埋・屎戸・上通下通婚・馬婚・牛婚・鶏婚・犬婚の罪の類を求めて、国の大祓を為て、亦、建内宿禰、さ庭に居て、神の命を請ひき。是に、教へ覺す状、具さに先の日の如くして、「凡そ、此の国は、汝命の御腹に坐す御子の知らさむ国ぞ」とをしへざととき。〔仲哀記〕

15は仲哀天皇の崩御にもなつて行われた国の大祓である。右の記述で注目したいのは、いまだ胎中にいた品陀和氣命が「此の国」を統治するであろうことが神託によつて告げられている点である。ここに見える「此の国」は、指示語の理解をもとに「日本国の意」と捉える西宮一民氏の説がある。また西宮氏の説を支持する谷口雅博氏は、『日本書紀』との比較を通して次のように述べる。

「此國」と表現される「國」がはたして新羅國を指しているのかというと、当該記事の中では、帰属させようとしている国はすべて「其國」と表現されており、「此國」とあるのは、新羅國を帰属させる以前の国、つまり天皇の知らす國を指している。（中略）『古事記』の「凡此國者、坐汝命御腹一之御子、所知國者也。」という託宣では、胎中の御子の天下の統治権を問題として見られるのである。『紀』のように単に新羅獲得についてののみが問題とさ

れているのではない。

右の指摘は、品陀和氣命が天皇へと飛躍する過程を考えるうえで極めて重要な指摘であると考える。なぜなら仲哀記における品陀和氣命と朝鮮半島との関わりは系譜部も含めて息長帯日売命を介する形で記されており、直接の関わりは応神記における新羅や百済の朝貢記事まで確認できないからである。新羅・百済の朝貢が記される以上、天皇としての品陀和氣命が兩國を統治下に持つ帝國的構造のうえに立つことは疑うべくもない。しかし15に対する谷口氏の指摘を踏まえると、「品陀和氣命、輕島の明宮に坐して、天の下を治めき」（応神記）と記される前段階、すなわち品陀和氣命が一皇子から天皇へと飛躍する過程は、海彼の国とは切り離れたところで理解する必要があるのではないか。つまり1において角鹿が舞台となつていることの意味は、谷口氏が指摘する「天皇の知らす國」という観点から検討する必要があるということである。以下節を改めて、角鹿の担う性格を考えてみたい。

四、境界としての角鹿

『古事記』に即して角鹿の担う性格を考える場合、その材料は極めて限られる。用例を登場順に列挙すると、1を含め次の三例が見出されるのみである。

16. 次に、日子刺肩別命は、（高志の利波臣・豊國の國、前臣・五百原君・角鹿の海直が祖ぞ。）
（孝靈記）

17. 淡海と若狭との國を経歴し時に、高志前の角鹿に（仮宮を造りて、坐せき。）
（1再掲）

18. この蟹や 何処の蟹 百伝ふ 角鹿の蟹…

(記42・応神記)

右の例で注目されるのは、三例のうち二例に品陀和氣命が関わる点である。特に18は『日本書紀』にない『古事記』独自の歌謡であり、『古事記』において品陀和氣命と角鹿が深い関わりをもつて記されていることが推測される。用例の少なさに加えて偏在している点を考慮すれば、『古事記』の角鹿は三例に通じる性格を見出すよう考察を加えることが望ましいであろう。前節の検討も考え合わせるなら、考察の手がかりは国名表記との関わりに求めることがふさわしいと考える。以下1の「高志前」という表現に焦点をあてて考察を加えてみたい。

「高志前」という表現に焦点をあてた場合、注目されるのはこの表現が『古事記』のなかでは異例だという点である。「高志前」は諸写本間における異同がなく、諸注釈間における訓の異同もない。しかし『古事記』における(地名+前)という表記を探してみると、「氣多之前」(因幡の素戔)、^①「出雲の御大の御前」(大国主神の国作り)、^②「笠沙の御前」(天孫降臨)、^③「訶夫羅前」(神武記)、^④「氷河之前」(孝靈記)、^⑤「尾津前」(景行記)、^⑥「訶和羅之前」(応神記)、^⑦「御津前」(仁徳記)などいずれも押を表す例であり、「前」をミチノクチと訓むべき例は他に見当たらない。このような訓読は、次の『古事記伝』の説によつて定着した訓みである。

高志は、越前にて上巻【傳十一の三葉】に出、其前は越前國なり、前^{コシノミチ}の事上【傳廿一の五十葉】に云り、和名抄に越前、古之乃三知乃久知とあり、

宣長は「高志前」について『和名抄』を参照し、コシノミチノクチという訓みを導き出している。この指摘は『延喜式』神名帳において氣比神社が越前国敦賀郡に社名を列ねていることを参照しても、認めてよいものと思われる。ただしこのように訓みを確定した場合、『古事記』では次のような例との関わりが生まれる点は無視できない。

19. 大吉備津日子命と若建吉備津日子命との二柱は、相副ひて、針間の氷河之前に忌筈を居まて、針間を道の口と為て、吉備國を言向け和しき。^⑧
(孝靈記)

19は『古事記』において1以外で唯一ミチノクチと訓読できる箇所である。この例で注目したいのは、「道の口」が言向の対象となる吉備国との境に位置する点である。宣長は19について「其入初る處を口と云、奥方を尻と云」と述べ、北陸道の越前・越中・越後、山陽道の備前・備中・備後、西海道の筑前・筑後、肥前・肥後、豊前・豊後を挙げて、これらは「其國を治に、京よりゆく路の次序につきて云名なり」と指摘する。ミチノクチの呼称を持つ国々が、越前、吉備国、筑紫国、肥前、豊国である点は極めて示唆的である。なぜならこれらの国々はいずれも征討伝承を有しており、伏わぬ国としての性格を帯びているからである。さらに次の例に注目したい。

20. 建御狭日の命、遣はさえし時に當りて、久慈との堺の助河を以て道の前と為し、郡を去ること西北のかた六十里、今し猶ほ道前の里と称ふ。陸奥の国石城の郡の苦麻の村を、道の後と為しき。(中略)その道前の里に、鮑田の村あり。古老の曰へらく、倭武の天皇、東の垂を巡りま

さむと為て、この野に頓宿りたまひしに、人あり、…

(常陸国風土記) 多珂郡)

訓字表記ではあるものの、20にも「道の前」の用例が確認でき、この例で注目したいのは、陸奥国苦間郡の村が「道の後」とされている点である。陸奥国といえは蝦夷の住まう土地であり、20の「道の前」も伏わぬ国との境に位置することがうかがえる。倭武天皇が「東の垂」を巡るために訪れている点も、この地が境界性を帯びた土地と認識されていたことを証する例と見做してよいであろう。これらの例を参照すれば、ミチノクチとは伏わぬ国と接する境界性を帯びた土地に与えられる呼称であったという見通しが立つ。とすれば、「高志の前」と記される角鹿にも同様の性格を認めることができるのではないか。この点を『古事記』における高志国の検討を通じて確かめてみたい。『古事記』における高志国の用例は、次の通りである。

21. 「我が女は、本より八たりの稚女在りしに、是を、高志の八俣のをろち、年ごとに来て喫ひき。…」

22. 八千矛の 神の命は 八鳥國 妻娶きかねて 遠々 (八俣の大蛇退治)

23. 又、此の御世に、大毘古命は、高志道に遣し、その子建沼河別命は、東の方の十二の道に遣して、

24. 故、大毘古命、高志国に罷り往きし時に、腰裳を服たる少女、山代の幣羅坂に立ちて、歌ひて曰はく、…

(崇神記)

25. 故、大毘古命は、先の命の隨に、高志国に罷り行きき。

爾くして、東の方より遣さえし建沼河別と其の父大毘古とは、共に相津に往き遇ひき。故、其地は、相津と謂ふぞ。是を以て、各遣さえし国の政を和し平けて、覆奏しき。

(崇神記)

26. 故、是の人、其の鶴を追ひ尋ねて、木国より針間国に到り、亦、稲羽国に追ひ越えて、即ち、日波国・多遅麻国に到り、東の方に追ひ廻りて、近淡海国に到りて、乃ち三野国に越え、尾張国より伝ひて科野国に追ひ、遂に高志国に追ひ到りて、和那美の水門にして網を張り、其の鳥を取りて、持ち上りて獻りき。

(垂仁記)

右に挙げた例のうち、高志の伏わぬ国としての性格がはっきりと読み取れるのは、23から25に挙げた諸例である。ここでは高志国が東方十二道と並んで征討対象となっており、伏わぬ国であることは明らかである。さらに2126に注目したい。これらはいずれも『日本書紀』対応箇所に見出せず、『古事記』独自の土地認識を示すと考えられる例である。特に21の場合、高志は『古事記』のように出雲国の地名と解する向きもある。しかし『出雲国風土記』を参照すると古志郷は「古志の国人等、到り来て堤を為り、すなはち宿居せる所なり。故れ、古志と云ふ。」(神門郡)と記されており、出雲国の地名であったとしても高志国と無関係であるとは考えにくい。八俣のをろちに冠された高志も、伏わぬ国としての性格を示す例と解釈してよいと考える。

また26の場合、上述のような高志国の性格を見出す手立てに

充分考えが及ばず、同様に扱いはるか否か判断を保留せざるを得ない。しかし、26は物言わぬ御子であった本牟智和氣が言葉を発表する契機となった鶴の飛行経路である。鶴が捕らえられた場所が高志国であるという点は高志国そのものの性格を考える要素というよりもむしろ、本牟智和氣が長い物語を持つにも関わらずなぜ即位しないのかを考える要素として扱うべきかも知れない。なお考えたい。

26に不明確な点は残るものの、右に挙げた諸例には高志の伏わぬ国としての性格が読み取れる。そしてこのような高志国の性格は、残る22にも見て取ることができると考える。22について考察を加えた駒木敏氏の説を次に挙げる。

このようにみえてくると、『記』歌謡のヤシマクニについて「多くの島々からなる国土」という普通名詞的な意味を想定するのは躊躇される。普通名詞としてのヤシマクニの語の存在を否定するものではないが、そのように用いられたヤシマクニの確実な用例を確かめないのである。ヤシマクニの語は、「公式令・詔書式」のように規範化されていない形式のものではあっても、版図としてのオホヤシマクニの意を内包し、国土、国号としての意義を有していたと考えられる。

駒木氏は22について論じた際「八島国」という表現に注目し、この表現が大八島国の意義を内包すると論じている。そして八千矛神の妻問いは「空間領域としてはオホヤシマクニに属しながら、いまだ実質的に国土の範疇に位置づけられていない高志国」を平定する「国土の整序としての国作りとしての意味合

いをもつ」と論じている。駒木氏の説に従えば、高志国はあくまで伏わぬ国であり、天皇の統治領域たる大八島国とは異なった範疇に属する地域であると認めてよいであろう。ここにおいて「高志前」の角鹿は、伏わぬ国と接する境界であったと意義づけるとよいと考える。そしてこのような角鹿の性格は、「角鹿の海直」が「高志の利波臣」とともに列挙される16の氏族系譜にまで及んで見ると見てよいであろう。また18において角鹿の蟹に「百伝ふ」（多く経ゆく）という枕詞が冠されていることも、境界性という観点から理解できると考える。なぜなら22において高志国は「遠々し」と歌われているからであり、天皇の統治領域の域外にあることがこのような距離の認識を導いていると考えられるからである。角鹿の蟹は、大八島国の果てからはるばるやってきたと解されるであろう。改めて『古事記』における角鹿は、伏わぬ国と接する境界であったと意義づけたい。

なお、歴史学の見地から北陸道の成立に考察を加えた浅香山木氏³³⁾によれば、北陸道は陸という呼称が付けられているものの、その実態は日本海沿岸を流れる対馬海流を利用した海の道であり、「律令体制確立期の畿内貴族たちのもつていた畿内偏重の近視眼的視野」が北陸道という実態とはかけ離れた呼称を付けたという。そして角鹿こそ畿内と北陸をつなぐ接点であり、「日本海海運の基点」であった点に古代角鹿の特質が認められるという。浅香氏の説く角鹿の歴史の実態は、右で述べた角鹿の性格とも通じるものと思われる。『古事記』における角鹿の性格は、このような歴史の実態と深く関わりながら形成された

と考えてよいかも知れない。最後に①の解釈へと視点を戻し、品陀和氣命がこのような土地で禊を行う意味、そして御食の魚献上を受けることの意味を考えてみたい。

五、禊と御食の魚献上の意義

①の「禊せむと為て」という記述に焦点をあてた場合、その論点はなぜ禊が必要とされたのかという点に絞られる。最も早く言及した宣長は「そもく此御禊は何事に因てと云こと知られず」と述べ、上代では特別のことがなくとも禊を行うことが一般的であり、軽いものは近くの海や川で行い、重いものは遠くの海で行ったのではないかと論じている。この説はしばらく引き継がれていくものの、現代に入ってから仲哀記の文脈理解をもとに禊の理由を探る方法が取られるようになる。諸注釈の説を整理する形でそれらをまとめると、次の三つに分類することができる。

① 忍熊王の反乱で流れた血の穢れを浄めるためと解釈する説
 …… 中島悦次『古事記評釈』以下多くの注釈書がとる。

② 死を装った品陀和氣命の穢れを浄めるためと解釈する説
 尾崎知光『全注古事記』、新潮日本古典集成、小学館新編全集がとる。

③ 氣比大神に詣るためと解釈する説…西郷信綱『古事記注釈』がとる。

これらのうち①の解釈は、『古事記』における他の反乱物語が禊をとまなっていないことを考慮すると禊の理由として認めがたい。また③も、①に即して考えるかぎり品陀和氣命の角鹿

行幸が氣比大神に詣ることを目的にしていたとは読み取りにくい。『日本書紀』では忍熊王の反乱に際して品陀和氣命の死を装うという展開が記されていないことを考えるなら、②の解釈が最もよいと考えられる。

ただしそのように理解しても、品陀和氣命の死穢を浄めるためになぜ角鹿まで出向く必要があったのかという点についてはまだ明らかでない。この点は①の禊に対して、

この「禊」は、もちろんミソギで、太子が天皇の位に即くために心身を清められるミソギの好適地を求めて、淡海・若狭の水邊を廻り、越前の角鹿に至ったというのである。このミソギは、後の大嘗祭の御禊に相當するわけである。

と即位儀礼との関わりを説く青木紀元氏^④の示唆的な発言にも通じる問題であろう。

前節における検討を踏まえて筆者の解釈を示すなら、伏わぬ国との境で行われる品陀和氣命の禊とは、後に統治者となる皇子の死の穢れをその統治領域の外へ持ち出すための特別な措置であったと考えられる。山本幸司氏^⑤によれば、家屋や島のような仕切られた空間で起きた穢れはその空間全体へ及ぶという観念があり、死期の迫った人間や穢物を開放された空間へ担ぎ出す事例があるという。山本氏が指摘する開放された空間とは「路・橋・荒野・河原」であり、これらはまさに境界に他ならない。穢れを問題とすることは「ある事物ないしある現象を以て『穢』と認める、特定社会における人間の分類意識・分類基準を探ることに他ならない」と山本氏は説いているが、右のような事例を考え合わせれば、「太子」たる品陀和氣命の死穢の

浄めに天皇の統治領域との関わりを見出すことは充分可能であると思われる。角鹿の「太子が天皇の位に即くため」の「ミソギの好適地」としての性格は、品陀和気命の遍歴にまつわる境界概念を考察の俎上に載せてはじめて立ちあらわれてくると言うべきであろう。

次に御食の魚の献上について考えてみる。御食の魚献上の意義を考えるうえで参考となるのは、食物供献儀礼の意義を説いた岡田精司氏の論である。岡田氏によれば、

大地から生ずる五穀をはじめとする作物（水辺の地では水産物）も、香具山の土のように、ある条件を具えた場合には国魂を象徴するものとなり、そしてそれを一定の宗教的手統によって食う時、その土地の支配権を握ることになると信ぜられていたのであろう。

という。従うべき見解であり、御食の魚献上の意義も右の指摘ではほ明らかであると考えるが、魚の献上にはいまま少し考える余地があると思われる。なぜなら『古事記』には次のような例があるからである。

27. 是に、大雀命と宇遲能和紀郎子との二柱、各天の下を譲れる間に、海人、大贄を貢りき。爾くして、兄は辞びて弟に貢らしめ、弟は、辞びて兄に貢らしめて、相譲れる間に、既に多たの日を経ぬ。如此相譲ること、一二時に非ず。故、海人、既に往還に疲れて泣きき。故、諺に曰はく、「海人なれや、己が物に因りて泣く」といふ。

27は応神記に記された大贄献上の場面である。ここでは大雀

命（のちの仁徳天皇）と宇遲能和紀郎子が皇位を譲り合ったため、大贄を献上しようとした海人が翻弄されたことが記されている。水産物の献上が天皇としての認定と深く関わる行為であったことが読み取れる例である。さらになぜ水産物の献上が天皇としての認定と関わるのかを考えた場合、次のような例はひとつの示唆を与えてくれるものと思われる。

28. 是の、我が燧れる火は、高天原には、神産巢日御祖命の、とたる天の新巢の凝烟の、八拳垂るまで焼き挙げ、地の下は、底津石根に焼き凝らして、椹繩の千尋繩打ち庭へ、釣為る海人が、口大の尾翼鱧、さわさわに控き依せ騰げて、打竹のとををををに、天の真魚咋を献る。

（大國主の国譲り）

28は『古事記』上巻に記された大國主神の国譲りである。右で注目されるのは、大國主神が葦原中国の統治権を譲る際、あわせて魚を献上している点である。大國主神が献上する魚には、余すところなく土地を譲り渡す意志の表れを見て取ることができるとであろう。このような話が成り立つ背後には、土地の切れ目が海と接する島国ならではの観念があったに違いない。魚は鳥嶼を治める天皇にとって、あまねく統治が行き届いていることを象徴する食物だったと考えられる。贄制に対して「大宝令制以前」へと遡り得る古さが指摘されていることもあわせて想起しておきたい。天皇と「非農耕の世界」の関わりは、『天の下の政』の広がり語るのみならず、その統治の本質に触れる要素と見做すことができるであろう。御食の魚献上は、品陀和気命が天皇となる資格を得たことを示すと解釈したい。

以上の検討をまとめれば、禊・御食の魚献上は、ともに品陀和氣命を一皇子から天皇へと飛躍させる『古事記』独自の表現と意義づけられる。皇子は成長すればそのまま天皇になるのではない。天皇位にふさわしい意味づけを経て初めてその位へと至ることができるのである。本稿ではその具体的な有りようを1に即して考えてきたことになる。角鹿行幸譚をもって『古事記』の応神天皇は誕生するのだと結論づけたい。

六、おわりに

以上、本稿では仲哀記の角鹿行幸譚に注目し、即位前記という観点から考察を加えてきた。角鹿は伏わぬ国と接する境界であり、そこで行われる禊・御食の魚献上はいずれも品陀和氣命を一皇子から天皇へと飛躍させる『古事記』独自の表現であったと考えられる。『古事記』の応神天皇は、角鹿行幸譚をもって誕生するのだと結論づけたい。そして最後に触れておきたいことは、本稿で述べた内容が網野善彦氏の指摘する天皇と境界（無縁の場）の結びつきと重なる面を持つと思われる点である。角鹿行幸譚における品陀和氣命には、形を変えながらも古代から中世へと脈々と生き続ける呪的な「神聖王」としての天皇の顔⁽⁵⁾が見出せるものと考えられるが、具体的に論じるには稿を改め論証を重ねる必要がある。本稿では、角鹿行幸譚に応神天皇の誕生を見出したことをもってまとめたい。

注(1) 神野志隆光「応神天皇の物語―天皇の世界の秩序の確立

―」(『古事記の天皇』古事記研究大系6、高科書店、平

6・8)。

(2) 阪下圭八「神功皇后の物語」(『古事記の語り口―起源・命名・神話』笠間書院、平14・4)。

(3) 倉塚暉子「胎中天皇の神話」(『古代の女―神話と権力の淵から―』平凡社、昭61・6)。

(4) 吉井巖「應神天皇の誕生」について―半島征討伝承を中心に―(『天皇の系譜と神話 三』塙書房、平4・10)。

(5) 大野晋編『本居宣長全集』第十巻(筑摩書房、昭43・11)。宣長は「太子は、日嗣御子なり」(14頁)、「此は天津日大御神の大御任を受傳坐て、其大御業を嗣々に知看す由の御稱なり、(中略)さて此御位を嗣たまふべき儲の皇子を、日嗣御子【皇太子の字を當つ】と申し奉るなり」(114～115頁)と述べている。なお「太子」の訓読は、川田

康幸「『古事記』に於ける「太子」の訓読について」(『國學院大學日本文化研究所報』No.92、昭54・12)参照。

(6) 小学館新編全集頭注に「太子」は皇統を正統に継ぐものを標示する。複数の太子というのは異例。倭建命に対する特別な待遇というべきか。(215頁)とある。

(7) 小学館新編全集頭注に「舒明天皇の父にあたる。太子」は皇位を継ぐべき人。即位しなかった皇子を「太子」と呼ぶのは特異だが、皇統の正統になう者として位置づけるのだと見られる。(381頁)とある。

(8) 本文10の校訂および訓読は、山口佳紀「『古事記』の本文校訂に関する若干の考察」(『古事記の表現と解釈』風間書房、平17・2)に従う。

(9) 阪下圭八「魚と名を易えた話―『古事記』の説話表現」(注2同書)。

- (10) 肥後和男『神功皇后』(弘文堂、昭32・8) 157頁、158頁。
 なお角鹿行幸譚と通過儀礼との関わりをとく説は「死と復活」というモチーフに注目する岡田精司「天皇家始祖神話の研究」(『古代王権の歴史的祭祀と神話』塙書房、昭45・4)、三品彰英「古代宗儀の歴史的バースベクタイプ―天の日矛の後裔たち―」(『増補日鮮神話伝説の研究』平凡社、昭47・4)がある。
- (11) 吉井巖「應神天皇の周邊」(『天皇の系譜と神話一』塙書房、昭42・11)に指摘がある。
- (12) 朝日日本古典全書、倉野『全註釈』、小学館旧全集、小学館新編全集など。
- (13) 大野晋編『本居宣長全集』第十一卷(筑摩書房、昭44・3) 419頁。
- (14) 次田『新譚』、新潮日本古典集成、岩波思想大系など。
- (15) 小学館新編全集頭注。
- (16) 新潮日本古典集成頭注。なお前川治「『古事記』仲哀天皇段の『名易』説話」(『花園大学国文学論究』25号、平9・12)は名易えを「先祖の魂」の継承と見る。
- (17) 西宮一民「神功皇后・応神天皇の物語」(『国文学』36巻8号、平3・7)、青山千紘「『古事記』氣比大神の『易名』考」(『国文(お茶の水女子大)』112号、平21・12)。なお注11論文では「魚」を賜う話が「名」を賜う話へ転用されたという説話の形成過程、注9論文では「名」と「魚」を易えたことによる言語遊戯的側面が指摘されている。また近年、呉哲男氏がM・モースの「贈与論」をヒントに名易えを「モノに宿る霊」の交換(≡幸易へ)と見る説を提示している(『古事記の神話と対称性原理』『文学』13巻1号、平24・1)。
- ただし本論で述べたように名易えは交換と見做し得るか否か問題が存するため、共同体間に紐帯をもたらすという互酬交換との関わりについては判断を控えたい。
- (18) 黒沢幸三「息長氏の系譜と伝承」(『日本古代の伝承文学の研究』塙書房、昭51・6)。
- (19) 伊東肇「角鹿・若狭の物語」(『立教高等学校研究紀要』第10集、昭54・12)。
- (20) 尾崎知光「氣比大神の名易の物語」(『国語国文学論叢』群書類従完成会、昭63・10)。
- (21) 注4同論文。
- (22) 塚口義信「日本書紀」応神天皇即位前条の「二云」について(『神功皇后伝説の研究―日本古代氏族伝承研究序説―』創元社、昭55・4)。
- (23) 注16同論文。
- (24) 金祥圭「『仲哀記』の構造試論」(『古代研究』26号、平6・1)。金氏は角鹿を「大陸に向けての京における難波に比肩すべき裏玄關的な北面の要所」であるとも述べている。
- (25) 前川明久「大和朝廷の朝鮮経営とその軍事的基礎」(『續日本紀研究』123号、昭39・10)。
- (26) 注3同論文。
- (27) 青山氏注17同論文。
- (28) 保坂達雄「『角鹿』というトポス」(『古代文学』48号、平21・3)。
- (29) 田村克己「氣多・氣比の神―海から来るものの神話―」(『日本海と北国文化』海と列島文化第一巻、小学館、平2・7)。

- (30) 新潮日本古典集成頭注。
- (31) 谷口雅博「神功皇后新羅征討伝説の神話性」(『古事記の表現と文脈』おうふう、平20・11)。
- (32) 注13同書417頁。
- (33) 注5同書492頁。
- (34) 西海道諸国の征討伝承は『日本書紀』景行天皇条や『豊後国風土記』『肥前国風土記』など諸所に見える。
- (35) 陸奥国の蝦夷の話は『日本書紀』景行天皇四十年是歳条をはじめ斉明天皇元年七月、五年三月、五年七月条など諸所に見える。
- (36) 大野晋編『本居宣長全集』第九卷(筑摩書房、昭43・7) 396頁。
- (37) 駒木敏「『古事記』国作り神の歌謡―八島国と高志国―」(『同志社国文学』62号、平17・3)。
- (38) この点、仲哀記と八十島祭との関わりを説く岡田氏注10論文や注2論文、注3論文は示唆を得るところが極めて多いが、注4論文において疑義が示されている。なお米沢康「大化前代における越の史的位位置」(『越中古代史の研究』越飛文化研究会、昭40・10)は、コシと称される地域が大和朝廷の支配拡大に伴って後の越前・越中・越後にあたる地域へと漸次北上していることを論じている。氏の説に従えば、コシは時代の伸長に関わらず伏わぬ国であり続けたと見る事ができよう。
- (39) 浅香年木「古代の『北陸道』と海運」(『古代地域史の研究』北陸の古代と中世1、法政大学出版、昭53・3)。
- (40) 注13同書417頁。
- (41) 青木紀元「ミソギ・ハラヘ」(『日本神話の基礎的研究』風間書房、昭45・3)。
- (42) 山本幸司「穢れの伝染と空間」(『穢と大祓 増補版』解放出版社、平21・12)。
- (43) 網野善彦「境界領域と国家」(『境界領域と交通』日本の社会史第二巻、岩波書店、昭62・11)。
- (44) 山本幸司「穢れの本質」(注42同書)。
- (45) 積極的に傍証とは為し得ないものの、武列即位前紀には、王位篡奪に失敗した平群臣真鳥が死の間際に塩を呪詛する話がある。真鳥が呪い忘れた角鹿の海塩のみ天皇の食用に用いて他海の塩は忌みとすることを説くこの話は、角鹿の海にある種の清浄性が認められていたことを示す例であると言えるかも知れない。なお、当該箇所には「仁徳天皇の存在を『聖』たらしめようという意向」を指摘する大脇由紀子「仲哀・応神記の構想―『禊』の物語的機能―」(『古事記説話形成の研究』おうふう、平16・1)もある。
- (46) 岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗―食国(ラスクニ)の背景―」(注10同書)。
- (47) 当該箇所は動作の主体をめぐって議論があるが、本稿では矢嶋泉「『古事記』(国譲り神話)の問題」(『日本文学』37巻3号、昭63・3)の説に従い、櫛八玉神を通じて大國主神の服属が果たされると理解する。
- (48) 直木孝次郎「贊に関する二、三の考察―古代税制史の一側面―」(『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、昭50・9)。
- (49) 注1同論文。
- (50) 網野善彦「増補 無縁・公界・楽 日本中世の自由と平和」(平凡社、平8・6)。
- (51) 注43同論文。網野氏は天皇に「班田制・公地公民制を基

盤に聳え立つ太政官を中枢とする国家機構の首長、中国風の君主の顔」と「山野河海を主たる活動舞台とする海民・山民の一部を、本来神に捧げられた贅の貢献を媒介として直属させる、いわば『神聖王』ともいうべきもう一つの顔」を指摘している。

※記紀・風土記のテキストはいずれも小学館新編全集に拠った。